



津市の獣害対策の取組 ~Vol.4~

「津市鳥獣被害防止対策実施隊」結団！

津市では、野生鳥獣による農作物等への被害の低減を図るため、津市職員により「津市鳥獣被害防止対策実施隊」を結団しています。

平成25年度はメンバーの交代を機に改めて士気を高めるため結団式を行い、市長から直接隊員に対し任命と訓示がなされました。

結団式では隊長を始めとした9名の隊員が任務の重要性を再認識し、鳥獣被害防止への決意を新たにしました。



結団式の様子
(平成25年4月18日実施)

○津市鳥獣被害防止対策実施隊とは…？

津市では獣害対策において、以下の3点を柱として対策を行っています。

①市内猟友会の協力による

有害鳥獣の個体数調整の推進

②野生鳥獣の侵入を防ぐ防護柵の設置

③各地域における追払い活動などの獣害への地域ぐるみの取組の推進

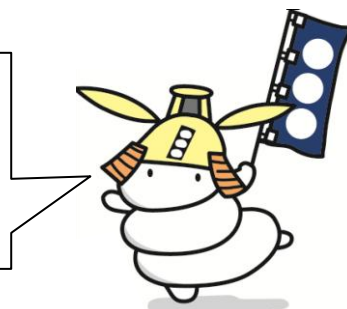
この3本柱の取組のうち、②防護柵の設置、③獣害への地域ぐるみの取組の推進の2点について、実施隊が取り組みます。

○津市鳥獣被害防止対策実施隊って何をするの？

以下の4点を地域のみなさんと一緒に取り組み、獣害に強い集落を増やします。

- ①防護柵設置について、現地の状況に応じた効果的な柵の設置方法の指導
- ②防護柵の機能が十分発揮できる維持管理の方法の指導
- ③地域ぐるみで行う獣害対策の重要性の説明
- ④地域の獣害対策協議会立ち上げに対する支援等

猟友会の皆さまによる個体数の調整と併せて、地域の皆さんとともに鳥獣被害の低減を図って参ります！！



*** 問い合わせ先 ***

農林水産政策課

電話 229-3172